**提出書類一覧**

**（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）**

* **これらの要件は令和６年４月１日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

**１　加　算**

| **項　　目** | **必　要　書　類** |
| --- | --- |
| **身体拘束廃止取組の有無**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護） |
| **高齢者虐待防止措置実施の有無** | **①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）****②介護給付費算定に係る体制等状況一覧**（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護） |
| **業務継続計画策定の有無** | **①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）****②介護給付費算定に係る体制等状況一覧**（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護） |
| **入居継続支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)**(特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護）③入居継続支援加算に係る届出書（別紙32） |
| **テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)**(特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護）③テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書（別紙32-２） |
| **生活機能向上連携加算****(Ⅰ)(Ⅱ)**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）③訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等(協定書を含む)の写し |
| **個別機能訓練加算**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）③資格者証(写)④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1） |
| **ADL維持等加算(申出)の有無**(特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護） |
| **夜間看護体制**(特定施設入居者生活介護)  | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護）③夜間看護体制に係る届出書（別紙33）④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1） |
| **若年性認知症入居者受入加算**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護） |
| **科学的介護推進体制加算**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護） |
| **看取り介護加算**(特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護）③看取り介護体制に係る届出書（別紙34-2） |
| **認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）③認知症介護実践リーダー研修修了書（写）④認知症介護指導者研修修了書（写）（加算Ⅱを取得する場合のみ） |
| **高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）③高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)④第二種協定医療機関との連携内容がわかる契約書等(協定書を含む)の写し⑤院内感染対策に関する研修又は訓練への参加記録又は参加予定日のわかる資料 |
| **高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）③高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)④実地指導が行われたことが確認できる書式 |
| **生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）③生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）④要件を満たすことが分かる委員会の議事概要⑤別紙28の加算(Ⅰ)の要件①に係る各種指標に関する調査結果のデータ※加算Ⅰを算定する場合のみ |
| **サービス提供体制強化加算****(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）③サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-6）④サービス提供体制強化加算に係る要件確認表（参考様式26） |
| **介護職員等処遇改善加算**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護）◆[**介護職員等処遇改善計画書一式又は介護職員等処遇改善計画書変更届**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625.html#ktop6) |
| **LIFEへの登録**(特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護） |

**■特定施設入居者生活介護（短期利用）**

　１　加算届出書（別紙２）

　２　介護給付費算定に係る体制状況一覧表（特定施設入居者生活介護（短期利用））

　　※特定施設本体と矛盾のないように記載ください。

　３　短期利用特定施設入居者生活介護確認表

　４　運営規程（短期利用の項目を追加したもの）

**＊『短期利用特定施設入居者生活介護　基準抜粋』をご確認いただき、基準に適合する事業所であれば届出を行ってください。**

**短期利用特定施設入居者生活介護　基準抜粋**

|  |
| --- |
| ※　別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準イ　指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について３年以上の経験を有すること。ロ　指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が１人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（利用者）の数は、１又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。ハ　利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。ニ　家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。ホ　法第76条の２第１項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第29条第15項の規定による命令、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第71条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第25条各項の規定による指示（以下「勧告等」という。）を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して５年以上の期間が経過していること。 |

**２　算定要件**

|  |  |
| --- | --- |
| 基準 | 解釈通知 |
| 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号） | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001　老振発0317001　老老発0317001） |